

知っておきたいデジタル終活の重要性

家族が亡くなり、生前利用していたスマホの解約はできるが、サブスクリプション契約が残っていたりスマホの画面ロック解除ができないなどのトラブルが近年増加しています。家族が困らないように ID・パスワードを整理し、ロック解除できるようにしておく必要があります。

【事例】 60 歳代・他地域

亡くなった兄が、生前利用していたネット銀行の口座を確認するため、携帯電話会社の店舗にスマホの画面ロックの解除を依頼した。「初期化はできるが、画面ロックの解除はできない」と言われた。これではデジタル遺品の確認ができない。

【ひとこと助言】

- スマホ等の ID・パスワードは、第三者に知られないよう管理することが大切ですが、万が一の際に、遺族がロックの解除ができるようにしておく必要があります。
- スマホ・パソコン等、デジタル機器によって画面ロックの解除方法は違います。スマホの機種を特定した上で、誤ったパスワードが一定回数入力されると全データが消去になる機種もあるので、むやみにパスワードを入力しないようにしましょう。
- サブスクの契約等は、クレジットカードを解約しても、請求が止まるわけではありません。事業者にお問い合わせでも解約するには ID とパスワードが必要だと言われることがあります。そのため、毎月支払いが発生しているインターネット上の契約は、生前から整理するほか、エンディングノートの活用も検討しましょう。
- そのほか、名刺サイズの紙にパスワード等を記入し、修正テープで見えないようにマスキングなどした ID・パスワード表を作り、万が一の際に家族が見つけられる場所に保管しておく方法があります。

トラブルが生じた場合には、士別地区広域消費生活センターにご相談下さい。

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日・年末年始を除く）

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

（右記アドレスからアクセスし相談内容を入力）→<https://www.harp.lg.jp/MiYrWNqj>

